

## 〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2010年度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H23年3月(近畿地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H23年3月(近畿地方)  
正当な理由なしに未処理エアバッグモジュールを保管していた。  
〈規約第7条1.(8)〉
- H23年2月(中国地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H23年2月(関東地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H23年2月(九州地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H23年2月(中国地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H23年1月(九州地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー等)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H22年12月(関東地方)  
エアバッグ類(助手席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H22年11月(近畿地方)  
「エアバッグ類適正処理情報」等に記載している業務手順・作業方法が守られておらず、相当の期間を定めて是正を促しても是正しなかった。  
〈規約第7条1.(1)〉
- H22年11月(九州地方)  
正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。  
〈規約第7条1.(8)〉
- H22年11月(中国地方)  
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。  
〈規約第7条1.(5) および(8)〉
- H22年11月(関東地方)  
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。  
〈規約第7条1.(5)〉
- H22年11月(東海地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。  
〈規約第7条1.(5) および(8)〉

- H22年10月（近畿地方）  
エアバッグ類（運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。加えて、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.（5）および（8）>
- H22年10月（東北地方）  
エアバッグ類（サイドエアバッグ・シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。 <規約第7条1.（5）>
- H22年10月（中国地方）  
正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.（8）>
- H22年10月（九州地方）  
エアバッグ類（サイドエアバッグ・カーテンエアバッグ・シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 <規約第7条1.（5）および（8）>
- H22年10月（九州地方）  
エアバッグ類（運転席・シートベルトプリテンショナー）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。 <規約第7条1.（5）>
- H22年10月（北海道地方）  
エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 <規約第7条1.（5）および（8）>
- H22年10月（東海地方）  
エアバッグ類（サイドエアバッグ・シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。 <規約第7条1.（5）>
- H22年9月（近畿地方）  
エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。 <規約第7条1.（5）>
- H22年9月（近畿地方）  
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。 <規約第7条1.（5）>
- H22年9月（中国地方）  
エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.（5）および（8）>
- H22年9月（九州地方）  
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。 <規約第7条1.（5）>
- H22年8月（東海地方）  
正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。 <規約第7条1.（8）>

- H22年8月（北陸地方）  
エアバッグ類（運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。 <規約第7条1.（5）>
- H22年8月（近畿地方）  
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。加えて、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.（5） および（8）>
- H22年8月（近畿地方）  
すべてのエアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.（3） および（5） および（8）>